



熊労発基0521第11号
令和7年5月21日

建設業労働災害防止協会 熊本県支部長 殿

熊本労働局長



建設業における労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進につきましてご協力を賜っており厚くお礼申し上げます。

さて、熊本県内における労働災害は関係各位のご尽力により長期的には減少しており、昨年は死亡災害が全産業で6名（うち、建設業2名）と過去最少となりました。

しかし、本年に入り建設業においては4月までに4名の尊い命が失われており大変憂慮すべき事態となっています。この死亡災害4名のうち3名が土木工事業においてのものであり、その発生状況を見ますと、車両系建設機械の使用に当たって作業計画の策定及び立入禁止措置を行わなかったもの、土砂崩壊の危険性がある溝掘削作業において土止め支保工を使わなかったもの等、基本的な安全対策が徹底されていない状況が認められるところです。また、死亡された労働者の年齢を見ると、50代と60代の高年齢労働者の災害がある一方で、20代の若年労働者の災害もあるところです。（別添1表面参照）

加えて、今年もこれから暑い日が続くことが予想され、熱中症の危険性が高まることから本年6月1日から施行される熱中症の重篤化防止についての対策等も求められるところです。（別添2参照）

以上を踏まえ、熊本労働局では、令和7年5月20日から同年7月19日までを期間とした

『建設業（土木工事業等）における死亡労働災害多発緊急警報』

を発令しました。

つきましては、貴協会におかれては、この警報発令期間中において、会員事業場に対し、特に下記の安全衛生対策・活動の実施について別添1のリーフレット（裏面）を活用し周知していただき、建設業における労働災害防止対策の徹底が図られますようご協力をお願いいたします。

記

1. リスクアセスメントの実施によるリスク低減対策を講じた安全作業の徹底
2. 車両系建設機械等の転倒・転落防止対策及び周辺労働者との接触防止対策の徹底
3. 土止め先行工法に関するガイドラインに基づく土砂崩壊防止対策の徹底
4. 型枠支保工の組立て・解体作業における作業主任者の選任及びその職務の徹底
5. 若年労働者への雇い入れ時等の安全衛生教育の徹底
6. 加齢に伴う労働災害発生リスクに対応した高年齢労働者の安全衛生対策の徹底
7. 熱中症の重篤化防止対策及び予防対策の徹底

建設業（土木工事業等）における 死亡労働災害多発緊急警報発令中！

【発令期間：令和7年5月20日から同年7月19日まで】

別添1

熊本県内の令和7年の建設業における死亡災害は、4月末時点で4人（前年同期0人）となっており、大変憂慮すべき事態となっています。また、4人のうち3人が土木工事業においてのものです。

このため、熊本労働局では、建設業、特に土木工事業における労働災害防止対策を徹底するため、特に留意いただきたい事項を裏面のとおり取りまとめました。

各事業場においては、安全衛生活動の点検をお願いします。

死亡災害の概要

①建設機械に轢かれる。

発生月：1月
業種：土木工事業
年齢：60代
事故の型：激突され
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

●災害発生状況
工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。



②建設機械とともに転落する。

発生月：2月
業種：その他の建設業
年齢：60代
事故の型：墜落・転落
起因物：車両系建設機械
（ドラグ・ショベル）

●災害発生状況
くり畑で横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横わたっているところを発見され、死因は外傷性のものであった。



③型枠の取り外し作業中、コンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：20代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：建築物・構築物

●災害発生状況
2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いていたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒壊し下敷きとなる。



④深さ3mの掘削箇所にて作業中、土砂崩壊が発生し生き埋めとなる。

発生月：4月
業種：土木工事業
年齢：50代
事故の型：崩壊・倒壊
起因物：地山・岩石

●災害発生状況
造成工事において掘削作業中、深さ3~4mの掘削箇所に進入していたところ、片側切面の土砂が崩壊し2名が被災し、うち1名が生き埋めとなり死亡。



建設業の労働災害を防止しましょう！

(点検実施日 年 月 日)

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)



1

高さ2メートル以上の場所で作業を行う時に、幅40センチメートル以上の作業床、高さ85センチメートル以上の手すり、中さん等の設置、開口部への囲い及び墜落制止用器具等を使用していますか？

☐

2

はしごや脚立等を使用する時に、はしごの上部、下部の固定状況などの確認や転位防止、開き角度を75度以下にする等の措置を行っていますか？

☐

3

建設機械やクレーン等を使用する時に、周囲の作業員と接触させないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置する等の措置を行っていますか？

☐

4

建設機械で作業する時に、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業者全員に周知していますか？

☐

5

建設機械の運行経路について、路肩の崩壊の防止や、地盤の不動沈下を防止すること等の措置を行っていますか？

☐

6

建設機械の転倒又は転落のおそれのある場所で建設機械を使用する時に、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたものを使用していますか？また、運転者にシートベルトを使用するよう教育していますか？

☐

7

明り掘削の作業において、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれがある時に、あらかじめ、土止め支保工を設け、防護網を張り、労働者の立入りを禁止する等の危険を防止するための措置を行っていますか？

☐

8

クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げ作業を行う時に、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードにしていますか？

☐

9

若年労働者への雇入れ時等の安全衛生教育及び加齢に伴う身体・精神機能の低下による労働災害発生リスクに対応した高齢労働者の安全衛生対策を行っていますか？

☐

10

暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策及び熱中症の重篤化を防止する対策(報告体制、手順作成、関係労働者への周知)を行っていますか？

☐

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

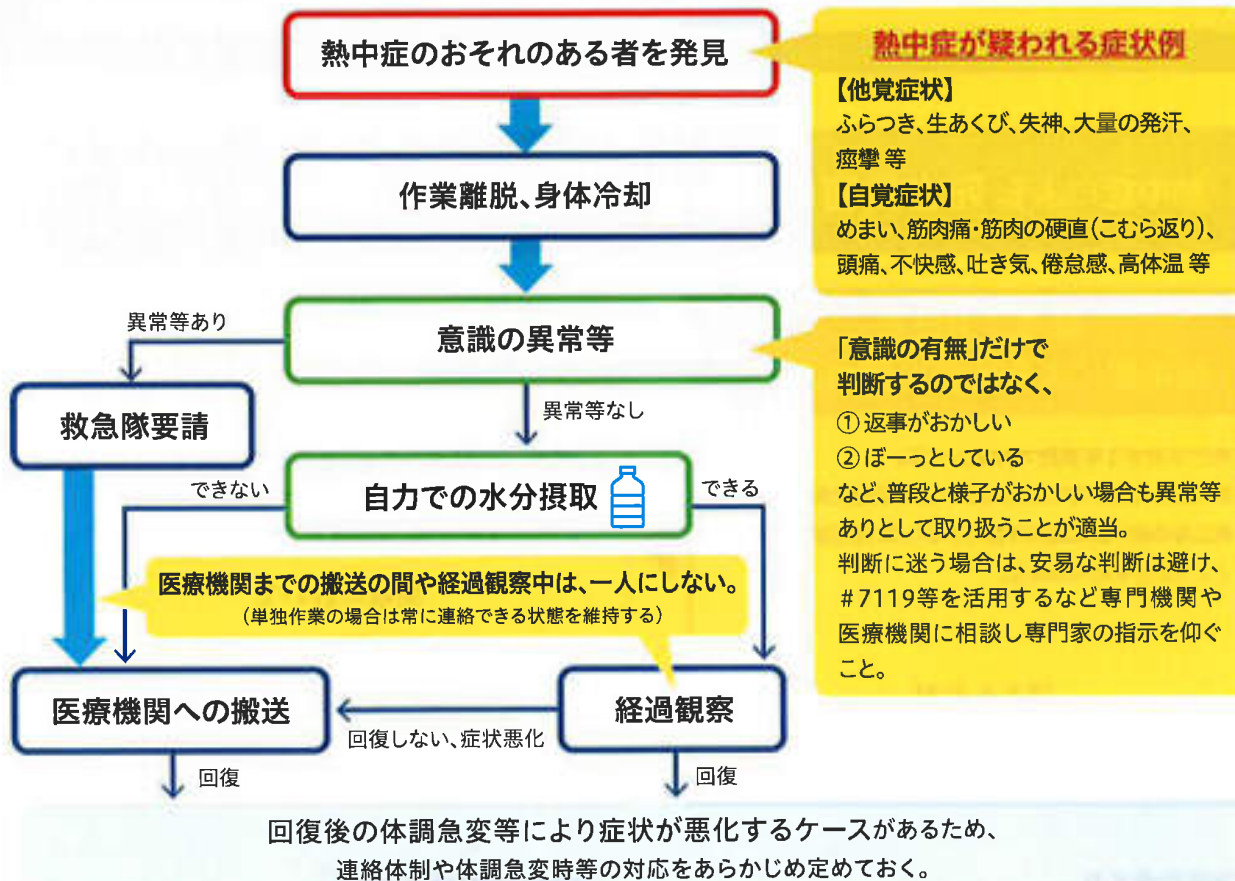
**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

